

令和 7 年 1 月 25 日 招集

令和 7 年 第 4 回 薩摩川内市議会 定例会

議 案

そ の 3

議案番号	件名	備考
233	損害賠償の額を定め、和解するについて	

議案第233号

損害賠償の額を定め、和解するについて

公用車による交通事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

令和7年12月9日提出

薩摩川内市長 田中良二

1 和解の相手方 住 所

氏 名

2 損害賠償の額 1,881,365円

3 和解の内容の要旨

(1) 本件交通事故における過失割合は、本市を100パーセントとし、相手方に対する本市の損害賠償の額を1,881,365円とする。

(2) 今後、本件交通事故に関し、双方とも異議の申立て、訴訟等は一切行わない。

提 案 理 由

本市公用車による交通事故に関し、損害賠償の額を定め、和解したいが、これについては、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(11) 略

(12) 普通地方公共団体がその当事者である・・・略・・・和解・・・略・・・に関すること。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

(14)・(15) 略

2 略

参 考

議案第233号 損害賠償の額を定め、和解するについて（資料）

1 交通事故の概要

令和7年6月9日午前9時50分頃、永利町地内の県道川内加治木線において起きた事故で、本市職員が、公用車で同県道を樋脇町方面へ走行中、助手席の荷物に気を取られた際に、右折のため前方で停車していた相手方車両に追突したものである。

この事故により、相手方が背中打撲を負い、治療を要したものである。

2 和解の内容

区分	損害賠償基準額	過失割合	損害賠償額
治療費	783,725円		
通院費	7,140円		
休業損害	469,700円		
慰謝料	620,000円		
文書料	800円		
合計	1,881,365円	100パーセント	1,881,365円
本市は、1,881,365円を損害賠償金として相手方に支払う。			

3 その他

相手方への支払額1,881,365円については、公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済災害共済金により直接支払われる予定である。